

京都市保育所条例の一部を改正する条例（平成17年10月21日京都市条例第25号）（保健福祉局子育て支援部保育課）

京都市御池保育所を京都市中京区柳馬場通御池上る虎石町45番地の3に設置するとともに、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に保育所の管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、入所の申込み等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年10月21日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第25号

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第2条 保育所の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に保育所の管理を行わせる場合の当該指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 保育所における保育の実施に係る業務
- (2) 保育所の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表京都市一乗寺保育所の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 御 池 保 育 所	京都市中京区柳馬場通御池上る虎石町45番地の 3
-----------------	-----------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 入所の申込みその他京都市御池保育所を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市保育所条例第5条の規定に基づき管理を委託している保育所については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の施行の日から起算して3年を経過する日（その日前に当該法律による改正後の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定をした保育所にあつては、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部保育課)